

県立特別支援学校編成整備に関する懇話会(第9回)

議事次第

1 日 時 平成23年12月15日(木) 15:00～17:00

2 場 所 県庁13階教育委員室

3 次 第

- (1) 議題①:施策7について(素案 P11)
- (2) 議題②:上原委員からの意見聴取について(資料1)
- (3) 議題③:その他施策について(資料2)
- (4) 事務連絡(事務局)

4 資 料

資料1 上原委員(糸満市教育長)意見聴取の概要

資料2 施策に関連するデータ及び資料について

特別支援学校編成整備懇話会 上原委員（糸満市教育長）意見聴取の概要

日時：平成 23 年 12 月 7 日（水）14:00～14:52

場所：糸満市教育委員会教育長室

聴取：教育庁総務課 大嶺

<凡例>

Q：大嶺より事前に文書で送付した質問

A：上原教育長が事前に文書で準備した回答

・：意見聴取によりいただいた上原教育長のご意見

1 素案施策 1 に関して

Q：小中学校に分校・分教室を設置するメリットは

A：教育的な効果は、インクルージョンとの整合性を考えると、障がいの「ある」、「なし」が気になる。地域における役割等、整理が必要と思う

- ・リード文は、現行の書きぶりで問題ないだろう
- ・分校・分教室の設置は、教育的効果はあるだろう。理念は素晴らしく、賛成する立場だが、もっと役割分担等の整理が必要だ
- ・糸満市として子育てプランを策定しているが、中学卒業後は県立学校に行くことになるので、関わりが途絶えてしまうことが悩みだ

Q：経費の応分の負担について

A：具体的な形が見えないので、判断に悩むところだが、市町村の財政状況や首長の考え方によっても左右されると考える。

- ・実際にの要綱の内容が明らかでないと、動けない。具体的経費負担が見えてはじめて、財政当局に予算も要求できる

Q：実際に空き教室はございますか。また、提供可能ですか。学校側はどう考えますか。

A：実際に、公立の幼小中学校にも分校・分教室の考えがあるのか、気になるところだが地域のニーズがあれば対応は考えなくてはならないのでは。余裕教室の有無は、学校によって差がある。

- ・市町村教委に募集をかけても、どこも応じない可能性があるのでは。場合によっては、一本釣りが必要な事態もあるかもしれない
- ・実際には特別支援学級が校内にありながら分校・分教室があれば、二つの運営形態が一つの敷地内に存在してしまうことになる
- ・糸満市内の小中学校にも若干の余裕教室はあるが、異年齢交流や地域の方との交流、放課後事業などで活用している
- ・分校・分教室のニーズがあれば、市内各校ではなく、一校にまとめて置く方法もある
- ・市町村内の関連団体の意見がまとまることも重要だ

Q：現在空き教室があっても、全面改築があれば空き教室は解消されてしまいますか

A：特別支援学級は人数によって、教室の数、教員の数も決まってくるので、学校規模や

地域のニーズがあるが、就学委員会の認定等、親の考え方も参考にしないと厳しい状況がある。

- ・全面改築にあたっては、ゆとりある教室設定でやっている。これからの改築はそうした方向なので、あまり心配する必要はないのではないか。
- ・保護者は、やはり小中学校の通常の学級に通わせたいという要望が多くある。就学指導にあたり、保護者の了解が得にくいこともある。糸満市では、80人近い人数を、7日かけて判定している

Q:「分校・分教室」と「通級、特別支援学級、認定就学」との混乱は予測されますか

A: 予想はされる。制度上の問題をクリアしないといけない課題が多すぎる気がする。条例の設置は、議会で提案され承認が必要。

- ・混乱するのは間違いないだろう。実施する前に、相当役割分担を明確に、クリアにしておかないといけない。分校・分教室の考え方はよいが、一国二制度のような状態になるので、慎重に進める必要がある

Q: 一部の授業や、学校行事を合同で行うことは可能ですか

A: 教師の配置によって、可能だと考えます。日々の児童生徒の成長は行事の持ち方で約束されることが大きい。ましてや、同じ学校において年齢差や、障がいの有無で差別されない。人権教育、平和教育のベースになる

- ・お互いの教諭が補完、応援しあうことは、経営管理上の対応で十分可能
- ・行事を一緒に行うことは、人権、平和教育の面からとても良い効果が期待できる。優しい心を育むことができる
- ・子ども達は、行事を通して成長していく過程を垣間見ることができる。交流によって、双方の子どもの「育ち」が約束できる
- ・分校・分教室の教諭を、どれくらい、どのように配置するのかが見えてくると、具体的に検討できる

2 施策1以外に関する事項

A: 特別支援学校のセンター的機能の充実。市町村によって対応が違う。教育委員会との情報連携等、交流する機会が必要

- ・糸満市教委では独自にコーディネーター2人を雇用し、学校への個別計画等の指導、家庭への個別相談を行っている。これに特別支援学校のセンター的役割があれば、もっと充実する
- ・必ずしも特別支援学校へ市町村がおんぶするだけではないので、更なる充実を望む

A: ヘルパー等の配置については地方財政措置はされているが、数値が一人歩きし、対応がまずいという指摘を受ける。市教委では、実際には措置以上の予算をつけている（ヘルパー配置、特別支援教育指導コーディネーター）

- ・財政措置という言葉が保護者が聞いてしまうと、なぜ予算確保されていないのかとなってしまう。予算の仕組みを保護者にも理解してほしいが。

- ・ヘルパーは、子ども1人に1人を配置するのではなく、例えば子ども4人に2人配置し、授業の組み方等で工夫して対応するようなことをしている

A：特別支援学級から学期半ばで県立特別支援学校へ転出は可能か。父母に理解してもらうためにも、できるできないの根拠を知りたい

- ・(大嶺より)規則等の条項による根拠ではなく、取り扱いとして次のように回答している。

【H22年地区協議会における回答】学齢の児童生徒の就学は、市町村教育委員会が就学指導委員会等で、小中学校の特別支援学級対象となる障害であるのか、または特別支援学校の対象となる障害であるのかを適切に判断し対応しています。就学指導にあたっては、保護者との継続した相談・指導を行うことが重要です。年度途中での特別支援学校の対象となる障害があるとの判断は、急激な障害の状態の変化がある場合としており、主なものは病気の発生等により長期入院となる場合となります。これは、県及び市町村教育委員会が、1月末に就学・転学する学校の通知を行い教職員の配置や施設設備等の準備を行っていることから、途中転学によって学校運営に支障が出ないようにするためです。

A：重複する重度の障害を持つ子への対応。市町村によって要項を作成し対応しているのが現状だが、医療的なケアが必要な児童生徒数の対応で、専門的な知識、技能を有するが必要。

- ・障害が重度の子であっても、地域の学校に通い子ども達に囲まれると表情に変化があるということだ。保護者が医療的ケアを対応することでやっている。
- ・ヘルパーをつけてやっているが、トラブルになることも少なくない。また、あわせてヘルパーの労働基準も守る必要がある

A：ヘルパーや発達障害支援員の研修を独自に進めているが、県の研修等であればよい。学期に1回

- ・糸満市教委は独自に研修をやっており、また学校も独自にやっっているが、やはり県全体的な事例を踏まえた研修があればよい

A：「施策1」について、教育長会で議論する必要があります

- ・1月に事務所単位で、県の事業説明会があるが、そこで呼びかけてはどうだろう

A：総論は賛成でも、各論になると反対という声が地域や学校現場から出てくる。パブリックコメントと称しているが、なかなか理解を得るのが難しい状況があるのでは。しっかり手順を踏んで、粘り強く説明していくことが大切です

- ・じっくりと、ていねいに情報発信していく必要がある
- ・パブコメを実施すると言っても、まだ本県では浸透していないのではないか。
- ・小中学校の統合でも、5年くらいの長いスパンをかけて徐々に浸透させていく

施策に関連するデータ及び資料について

1 施策2 関連（那覇特別支援学校に設置する福祉関連コースについて）

- ・資格取得（ホームヘルパー2級等）に向けた取り組みや、教育課程等の工夫が必要になる。
- ・普通科であっても、「学校設定教科」や「総合的な学習の時間」等において学校周辺施設への実習等を行うことで、資格取得に向けた取り組みができると想定している。

2 施策6 関連（下校時の送迎サービス利用状況について）

12月15日現在

No.	学校名	事業所数	利用人数
1	沖縄盲学校		
2	沖縄ろう学校	2	3
3	名護特別支援学校	5	52
4	美咲特別支援学校	36	254
5	大平特別支援学校	26	156
6	島尻特別支援学校	15	52
7	西崎特別支援学校	14	72
8	宮古特別支援学校	1	14
9	八重山特別支援学校	2	8
10	沖縄高等特別支援学校	0	0
11	桜野特別支援学校	5	13
12	泡瀬特別支援学校	16	74
13	鏡が丘特別支援学校	55	87
14	那覇特別支援学校	6	8
15	森川特別支援学校	3	3
計		186	796

参考：H23. 5. 1 特別支援学校在学者数 1,986人